平成３０年（フ）第１５５３号
東京都江戸川区西葛西５丁目11―８―204
レピドール福田Ⅱ
破産者　野尻　康夫
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５５４号
東京都江戸川区西葛西５丁目11―８―204
レピドール福田Ⅱ
破産者　野尻　友紀
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６３７号
東京都江東区猿江２丁目12番３号
破産者　有限会社リンケージ
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６３８号
東京都江東区猿江２丁目12―３
破産者　高橋　忠一
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９３１号
東京都台東区三筋１丁目３―７―702
破産者　早坂　礼子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９３２号
東京都台東区三筋１丁目３―７―702
破産者　早坂美奈子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０２０号
東京都葛飾区西水元３丁目22―９―201
破産者　渡邉　　敦
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０４７号
東京都世田谷区南烏山４丁目２―２
破産者　松本富美男
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１００号
千葉県千葉市緑区おゆみ野中央８丁目６―９―103
破産者　高張奈穂美（旧姓杉田）
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１１４号
東京都江戸川区篠崎町３丁目３―19―103、開始決定時の住所東京都江戸川区上篠崎１丁目12―２
破産者　松本真理子（開始決定時の姓大山、旧姓谷利・中村）
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１１５号
東京都墨田区太平４丁目15―１―601
破産者　越村　博司
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１１８号
東京都世田谷区等々力８丁目４―12―103
破産者　吉井　明美（旧姓池田）
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２０７号
東京都世田谷区松原３丁目10―１　清水方
破産者　藤盛冨智男
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１０号
東京都杉並区高円寺南５丁目30―14―203
破産者　羽根　昭雄
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２２１号
埼玉県川越市通町８―10―105
破産者　小島　優人
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２４５号
東京都府中市矢崎町２―27―１―203、住民票上の住所東京都武蔵村山市中原３丁目26―32
破産者　吉川　　明
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２６１号
東京都北区赤羽北２丁目13番13―302号　７ストーリー・アカバネ、住民票上の住所東京都江東区東砂７丁目17―15―702
破産者　飯島　洋子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２６６号
東京都板橋区成増５丁目３―３―302　都営成増五丁目アパート　３号棟
破産者　後藤　芳美
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２９６号
東京都立川市高松町１丁目24―41―403　鈴木方
破産者　山口　春美
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部